

フィールド研修実践事例作成業務委託公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和6年1月9日

長野県教育委員会教育長 内堀 繁利

1 業務の概要

(1) 業務名

フィールド研修実践事例作成業務

(2) 業務の目的

質の高い幼児教育を実践する園を実践園として、円滑な園小接続の取組を実践する小学校を実践校として選定し、実践園・実践校を中心としたフィールド研修を実施するとともに、実践事例を開発し、幼児教育や園小接続期の教育の質の向上を図る。

(3) 業務内容

実践園・実践校において行っている幼児教育・小学校教育の実際を、他園の保育者や小学校の教員等に公開し、意見交換することで、質の向上を図り、その実践事例を成果物として、県内全ての園へ提供する。

(4) 仕様等

別添仕様書のとおり

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

どのように質の高い幼児教育・小学校教育を実現させるか、実践事例案を提出する。実践事例案については、別紙「作成を依頼する実践事例について」を参照し、下記のa)～e)の要素を盛り込む。

a) 「幼児期にふさわしい生活の展開」をどう実現させるか

b) 「養護と教育の一体性」をどう実現させるか

c) 「遊びを通しての総合的な指導」をどう実現させるか

d) 「共に学び合うインクルーシブな保育」をどう実現させるか

e) 「子育て支援、家庭との連携」をどう実現させるか

ただし、園小接続会場については、a)～e)に代わり、下記のf)～j)の要素を盛り込むこと。

f) 「幼児期から児童期への学びの連続性」をどう実現させるか

g) 「園小接続期の教育の質向上のための環境の構成や環境づくり」をどう実現させるか

h) 「接続を見通した教育課程の編成・実施」をどう実現させるか

i) 「共に学び合うインクルーシブな保育・授業」をどう実現させるか

j) 「園小接続のための連携・接続の体制」をどう実現させるか

- (6) 業務の実施場所
実践園、実践校
- (7) 履行期間
契約の日から令和7年2月13日までとする
- (8) 費用の上限額
80,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (4) 法人にあつては県税、消費税及び地方消費税、個人にあつては県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・県民税）を完納していること。
- (5) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。

3 スケジュール

公募型プロポーザル募集公告	令和6年1月9日（火）
プロポーザル参加申請申込書提出期限	令和6年2月13日（火）
事業説明会	実施しない
企画提案書提出期限	令和6年2月16日（金）
企画提案プレゼンテーション	開催しない
企画提案書審査委員会	令和6年2月27日（火）
委託契約候補者の決定	令和6年2月27日（火）
内定通知・見積書提出依頼	令和6年3月4日（月）
見積書採用決定	令和6年3月25日（月）
契約締結予定日	令和6年4月1日（月）

4 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（(5)①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

- (1) 参加申込書の作成様式
様式第3号による。
- (2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式
様式第3号の附表による。

(3) 参加申込書記載上の留意事項

法人の定款等及びパンフレットを添付すること

(4) 担当課（所）・問い合わせ先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2 信州幼児教育支援センター事務局 長野県教育委員会事務局学びの改革支援課 臼井 学（課長） 田中 誠（担当） 電 話 026-235-7489（直通） F A X 026-235-7495 メール kyogaku@pref.nagano.lg.jp
--

(5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和6年2月13日（土曜日、日曜日及び休日*は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで）

【(注) 長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県の休日をいう。以下同じ。】

- ② 提出先 4（4）に同じ。

- ③ 提出方法 持参又は郵送とします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに学びの改革支援課に到達したものに限り、郵送で提出した場合は、到達したことを電話で4（4）の担当者に確認してください。

(6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(7) 非該当理由に関する事項

- ① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（7（5）①）の3日前までに、書面により学びの改革支援課長から通知します。

- ② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により学びの改革支援課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

- ③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。

- ④ 非該当理由の説明請求の受付

ア 受付場所 4（4）に同じ。

イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(8) その他の留意事項

- ① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。

- ② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

5 説明会

説明会は開催しません。

6 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- (1) 受付場所 4 (4) に同じ。
- (2) 受付期間 令和6年1月9日から2月9日まで
- (3) 受付時間 午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)
- (4) 受付方法 業務等質問書(様式第6号)をFAX又はメール等により提出するものとします。
- (5) 回答方法 学びの改革支援課長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務
手続に係る一般的な質問の場合は、令和6年2月13日までに長野県公式ホームページ
で公表します。

7 企画提案書の作成・提出

- (1) 企画提案書の作成様式
様式第8号による。
- (2) 企画提案書の作成様式
別紙「作成する実践事例について」を参照し、実践事例案を作成する。
- (3) 企画提案書記載上の留意事項
 - ① 業務に要する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額と項目毎の内訳金額を記載
してください。また、経費の合計額は1(8)に示す費用の上限額以内となるようにしてくださ
い。
○必要となる主な経費
◆フィールド研修運営費
 - ・実践事例作成に係る人件費
 - ・実践事例作成に係る消耗品費・印刷費
 - ・フィールド研修に係る教材費・消耗費・印刷費
 - ・フィールド研修の公開保育・意見交換会に係る人件費
 - ・実践事例の見直しに係る人件費
 - ・フィールド研修スタート研修及びリフレクション研修に係る人件費、旅費
- (4) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法
 - ① 受付場所 4 (4) に同じ。
 - ② 受付期間 令和6年1月9日から2月9日まで
 - ③ 受付時間 午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)
 - ④ 受付方法 業務等質問書(様式第6号)をFAX又はメール等により提出するものとします。
 - ⑤ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開とするが、質問者に対しては
FAX又はメール等により回答します。
- (5) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法
 - ① 提出期限 令和6年2月16日(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午
後5時まで)
 - ② 提出先 4 (4) に同じ。
 - ③ 提出部数 7部(正本1部、コピー6部)
 - ④ 提出方法 持参又は郵送とする。

ただし、郵送の場合は提出期限までに学びの改革支援課に到達したものに限り。郵送で提出した場合は、到達したことを電話で4（4）の担当者に確認してください。

（6）企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

項目	審査内容	配点
1 事業の内容	本事業の趣旨に合致した企画内容になっているか	10
2 事業実施主体の経験・的確性	a) 幼児期にふさわしい生活の展開	10
	b) 養護と教育の一体性	10
	c) 遊びを通しての総合的な指導	10
	d) 共に学び合うインクルーシブな保育	10
	e) 子育て支援、家庭との連携	10
3 組織の的確性	本事業の円滑な実施が期待できる体制が整っているか	10
4 保育・授業の実績	これまで取り組んできた保育・授業の実績	10
5 独自の提案事項	その他、独自提案の有無	10
6 経費の見積内容積算根拠の妥当性	費用対効果に優れているか	10
合計		100

ただし、園小接続会場については、上記のa)～e)に代わり、下記のf)～j)が審査内容となります。

項目	審査内容	配点
2 事業実施主体の経験・的確性	f) 幼児期から児童期への学びの連続性	10
	g) 園小接続期の教育の質向上のための環境の構成や環境づくり	10
	h) 接続を見通した教育課程の編成・実施	10
	i) 共に学び合うインクルーシブな保育・授業	10
	j) 園小接続のための連携・接続の体制	10

（7）企画提案の選定の方法

- ① 企画提案の配点の合計点について得点の高い者から、4つの地域（東信・南信・中信・北信）に1園ずつ、設置者（公立・私立）、園種（幼稚園、保育所、認定こども園等）のバランスを考慮し選定します。また、全県に1グループ、園小接続を推進している園・小学校を選定します。審査の結果、評価点が100点満点中60点以下の場合は選定しません。
- ② 企画提案書の選定に当たっては、企画提案審査委員会を設置し、提出書類により審査を行います。
- ③ プレゼンテーションは実施しません。

(8) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により学びの改革支援課長から通知します。
- ② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により学びの改革支援課長から通知します。
- ③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第13号）及び企画提案審査委員会審査書（様式第9号）を長野県公式ホームページに掲載するとともに、学びの改革支援課において閲覧に供します。

(9) 非選定理由に関する事項

- ① (8)②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により学びの改革支援課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。
- ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。
- ③ 非選定理由の説明請求の受付
 - ア 受付場所 4(4)に同じ。
 - イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(10) その他の留意事項

- ① 提案書は複数提出することはできません。
- ② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。
- ③ 提出された企画提案書は、返却しません。
- ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
- ⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

8 契約書案

別添契約書（案）のとおり

9 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで）に、見積書（様式第14号）により学びの改革支援課長に対して提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

10 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、学びの改革支援課において閲覧に供します。

11 その他

(1) 契約書作成の要否

必要とします。

(2) 関連情報を入手するための窓口

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2 信州幼児教育支援センター事務局 長野県教育委員会事務局学びの改革支援課 臼井 学（課長） 田中 誠（担当） 電 話 026-235-7489（直通） F A X 026-235-7495 メール kyogaku@pref.nagano.lg.jp
--

(3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。

(4) 令和6年度長野県一般会計予算成立の状況に応じて、内容等が変更になる可能性がありますのであらかじめご了承ください。